

旭川市学校施設スポーツ開放事業  
自主管理方式校ご利用にあたっての注意事項

学校施設は児童生徒の教育活動の場です。学校教育に支障のないよう、利用前後にはチェックリスト（別紙）に基づき、必ず施設の清掃及び備品の点検・整理整頓を行ってください。破損等を発見した場合は、速やかに学校開放サポートセンターへ連絡してください。

※チェックリストは施設内にも掲示しています。

**1 立入禁止区域への侵入・備品の無断使用・敷地内喫煙をしないこと**

許可されていない場所への立ち入り、学校備品の無断使用、敷地内での喫煙はしないでください。

**2 スポーツ傷害保険に必ず加入すること**

活動中に発生した事故については、設備の不備によるものを除き、すべて利用団体の責任となります。また、施設や備品を汚損・破損した場合には、修繕費用を負担していただきます。

**3 利用時間を厳守すること**

準備・片付けを含め、必ず利用時間内に活動を終了してください。また、スマートロックの暗証番号は利用時間の前後 15 分まで有効ですので、必ず時間内に鍵をお戻しください。

なお、近隣住民の皆様へのご迷惑となりますので、活動の前後に学校やその周辺に長時間とどまることはおやめください。

**4 施設・備品の破損や鍵の紛失時は速やかにサポートセンターへ報告すること**

利用者に過失がある場合は、加入している保険等により弁償していただきます。

**5 スマートロックの暗証番号は団体の代表者が責任をもって管理すること**

暗証番号を他者へ共有することは、固くお控えください。

**6 スマートロックが作動しない場合はサポートセンターに報告すること**

当日、スマートロックが作動しない場合は、後日動作確認を行うため、サポートセンターにご報告のうえ、そのままお帰りください。

※校長・教頭等、学校関係者へのご連絡はご遠慮ください。

学校行事や教育上の都合、その他やむを得ない事情により、決済済みであっても施設をご利用いただけなくなる場合があります。その際は、サポートセンターから団体の代表者へご連絡しますので、あらかじめご了承ください。

また、上記の内容を遵守していただけない場合は、学校長および市が協議の上、施設の利用を一定期間停止または以後の利用を認めないこととする場合があります。